

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 2 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

建設業に該当する特定荷主が作成・提出する改正物流効率化法に基づく
「中長期計画書」の記載例の周知について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号）が令和 8 年 4 月 1 日に全面施行され、改正後の物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づき、一定規模以上の荷主（発荷主及び着荷主）、連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部等）及び物流事業者（トラック事業者及び倉庫業者）は特定事業者として指定され、物流の効率化に向けた中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられます。

この度、建設業を営む特定荷主が「中長期計画書」を作成するにあたり、各欄に記載すべき内容や記載粒度・水準のイメージを持っていただけるよう、「中長期計画書（様式第 3）記載見本集 ー特定第一種／第二種荷主向けー【建設業編】」が作成されました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、会員企業の皆様にご案内賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別添 1 _（国交省通知文）建設業に該当する特定荷主が作成・提出する改正物流効率化法に基づく「中長期計画書」の記載例の周知について
- ・別添 2 _（特定荷主向け）中長期計画書（様式第 3）記載見本集【建設業編】

以 上

【担当】事業部 佛川 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
